

## 県民によるがん対策促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県がん患者支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内に活動の拠点を置く法人又は団体が、がん患者への相談支援活動を行う場合や、がん検診受診促進に係る啓発活動を行う場合に必要な経費を支援することにより、がん患者に対する相談や情報提供を行い、又、広く県民にがんに関する正しい知識の普及啓発を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を上限とし、1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。）以下とする。

なお、当該年度中、交付申請以前に行われた支出であっても、知事が補助事業対象に適合すると認められる場合については、補助対象経費として認めるものとする。

3 前2項の規定に関わらず、本補助金以外の規則に基づく県の補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本事業を行う団体等は、当該年度の2月末までに、本補助金の交付申請を行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交

付決定控除税額) を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この改正は、令和2年6月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

なお、鳥取県がん啓発活動助成事業補助金交付要綱(平成30年2月28日付201700294086第号)及び鳥取県がんカフェ運営支援事業補助金交付要綱(平成30年6月6日付第201800060431号)は廃止する。

別表（第3条関係）

	1 補助事業内容	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
(1)がん カフェ運 営支援事 業	<p>がん患者の悩み等を語り合うための場を提供する「がんカフェ」を運営する等がん患者への相談支援活動を行う事業</p> <p>※ただし、集団への相談支援を対象とし、個別支援に係る経費（個別面談等）は対象外とする。</p>	<p>県内に活動の拠点を置く法人又は団体</p>	<p>補助事業を実施するために必要と県が認める経費</p> <p>報償費及び旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、備品購入費）、役務費（通信運搬費）、広告料、使用料並びに賃借料</p> <p>※なお、団体の運営に係る経常的な経費、団体構成員に対する個人給付的な経費、食糧費（事業実施に必要不可欠なものは除く）等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としない。</p>	1 / 2	<p>がんカフェ1箇所につき250千円</p>
(2)がん 啓発活動 支援事業	<p>がん検診受診促進を目的に取り組む啓発活動</p>			1 / 2	<p>1団体に つき100千円</p>